

【 工作物石綿事前調査者講習 】

＜ 実施要領 ＞

(秋田労働局 秋基登録第33号・有効期間:令和9年1月28日)

(一社)秋田県労働基準協会

1. 日時及び会場

[日時]

- 1日目: 令和7年5月27日(火) 協働大町ビル
9時00分～16時20分 (秋田県秋田市大町3丁目2-44)
(8時55分から開講オリエンテーションを行います。)
- 2日目: 令和7年5月28日(水) 協働大町ビル
9時00分～16時50分 (秋田県秋田市大町3丁目2-44)
※ 協働大町ビルの地図は当協会HPの「地図・住所」の「本部・秋田支部」の地図を参照ください。

2. 講習科目

【学科】※Hは時間数

- 工作物石綿事前調査に関する基礎知識1(1H)
 - 工作物石綿事前調査に関する基礎知識2(1H)
 - 石綿使用に係る工作物図面調査(4H)
 - 現場調査の実際と留意点(4H)
 - 工作物石綿事前調査報告書の作成(1H)
- ※「石綿作業主任者技能講習修了者」が受講する場合は、科目(1)が免除されます。
※「建築物石綿含有建材調査者」が受講する場合は、科目(1),(2),(5)が免除されます。

3. 定員 100名(定員になり次第締切ります)

4. 講習科目の受講の一部免除

下記表に該当する方は、講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができます。

受講の免除を受けることができる者	免除する講習科目
【免除①】	
・石綿作業主任者技能講習を修了した者 ※申込時に修了証の写しを添付してください。	・工作物石綿事前調査に関する基礎知識 1(1時間)
【免除②】	
・建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者(その受講開始日の属する年度の末日から起算して2年を経過するまでの者に限る。) ・一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者 ※申込時に修了証の写しを添付してください。	・工作物石綿事前調査に関する基礎知識 1(1時間) ・工作物石綿事前調査に関する基礎知識 2(1時間) ・工作物石綿事前調査報告書の作成(1時間)

5. 受講料・テキスト代(消費税込み)

全科目受講者			
区分	合計	受講料	テキスト代
会員	41,800 円	38,720 円	3,080 円
非会員	44,000 円	38,720 円	5,280 円

免除①			
区分	合計	受講料	テキスト代
会員	40,920 円	37,950 円	2,970 円
非会員	43,230 円	37,950 円	5,280 円

免除②			
区分	合計	受講料	テキスト代
会員	38,500 円	35,640 円	2,860 円
非会員	40,920 円	35,640 円	5,280 円

※会員・非会員のテキストは同じです。会員には、テキスト代割引を行っております。

6. 受講申込方法

- 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないものを貼付のうえ、郵送、メールまたは持参により申し込みください。)
- 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- 受講申込締切日及び受講料納入期限は **令和7年5月20日(火)** とします。
- 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合わせください

●【申込先】〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44
一般社団法人 秋田県労働基準協会
TEL 018-862-3362・FAX 018-862-3729

●【振込先】秋田銀行 大町支店(普)967567
一般社団法人 秋田県労働基準協会
専務理事 町田 良則(マチダ ヨシノリ)

※振込は関係資料の送付後に行ってくださいようお願いいたします。

【受講資格】下記のいずれかに該当する者

※実務経験歴については、当協会HPの「*【ご注意】申込する場合の実務経験証明の添付書類・入手方法」を参考にしてください。
 ※調査者の資格は、調査の作業しかできません。調査者の資格だけでは、解体現場等で現場に「石綿有り」となった場合の解体作業ができません。
 このような作業をするためには、本講習の調査者の資格ではなく、石綿作業主任者技能講習修了者又は石綿使用建築物等解体等業務特別教育が必要となります。
 このため、実務経験等が不明や実務経験が他社の通算でしか証明できず証明が得られないなどの場合には、下記1の石綿作業主任者技能講習を事前に修了することをお勧めいたします。

受講記号	受講資格	
	石綿作業主任者技能講習を修了した者。(実務経験年数不問)	
(1)	添付書類	石綿作業主任者技能講習修了証の写しを添付してください。 ※講習の「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」が免除になります。
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者で、卒業後、工作物に関する実務経験が2年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。 改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるもの)に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)で、卒業後、工作物に関する実務経験が3年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。 改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(4)	(3)に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者で、卒業後、工作物に関する実務経験が4年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。 改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(5)	学校教育法による高等学校または中等教育学校(※中高一貫校)において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者で、卒業後、工作物に関する実務経験が7年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。 改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(6)	工作物に関する実務経験年数が11年以上の者。	
	添付書類	実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関しての実務経験が5年以上ある者。	
	添付書類	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し及び実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(8)	建築行政に関して、実務経験が2年以上ある者。	
	添付書類	実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して、実務経験が2年以上ある者。	
	添付書類	実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は、同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者。	
	添付書類	勤務(職務)を証明する証明書を添付してください。
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者。	
	添付書類	勤務を証明する証明書を添付してください。
(12)	(2)から(11)までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者	
	添付書類	